

2016年12月21日

2017年度

東京都予算編成に関する提案書

都議会生活者ネットワーク

はじめに

2016年12月21日
都議会生活者ネットワーク
幹事長 西崎光子

豊洲市場の問題では、都庁の隠ぺい体質が露呈し、都政への信頼が失墜する事態となりました。一連の件で、意思決定過程の文書の作成や保存がされていなかったことは非常に問題であり、早期に公文書管理条例を制定するとともに、情報公開を徹底する必要があります。豊洲新市場への移転については、食の安全・安心を確保できるまで慎重に対応すべきです。

2020 東京大会のための競技施設については、整備費用削減の観点から検討されていますが、大会後の維持管理も重要な問題です。長期にわたって財政を圧迫することのないように、会場の施設の維持管理、修繕のあり方についても、準備段階から検討していく必要があると考えます。

東京は、2025年本格的な超高齢社会を迎えます。在宅療養や住み慣れた暮らしの場で看取りができるよう、医療と介護の連携や環境整備が求められます。若い世代の人たちが、仕事を続けながら子育てしやすい社会をつくるためには、保育園などの整備、働き方の見直し、ワークライフバランスの推進など、取り組みを進める必要があります。

「障害者権利条約」を批准して2年、この条約を生かしていくために「障害者差別解消法」が今年4月に施行されました。障がいのある人が、日常生活や社会活動をする上で、障がいとなる一切のバリアを取り除き、皆が一緒になって社会参加できるよう、行政や事業者が合理的配慮を行っていかねばなりません。パラリンピックを開催する東京こそ、高齢者、障害者など、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進していくことが求められます。

都議会生活者ネットワークは、「やさしさをレガシーに」となるような、子ども、若者、女性、高齢者など、人への投資を重点に、環境に配慮し、地域で安心して暮らせる持続可能な社会の実現に向けた提案をまとめました。

予算編成に会派の提案を反映されるようここに要望します。

都議会生活者ネットワーク 2017年度予算要望

【重点項目】	3
【一般項目】	
●自分らしく働き、暮らせる社会	6
(1)雇用 (2)もう一つの働き方 (3)若者支援 (4)性的マイノリティ	
●持続可能な環境政策	7
(1)エネルギー対策 (2)緑・水循環 (3)有害化学物質対策 (4)廃棄物対策	
●男女平等社会	10
(1)女性の参画 (2)ワークライフバランス (3)女性への暴力対策 (4)生涯にわたる性と健康の権利	
●誰もが安心して暮らせる地域	11
(1)高齢者支援 (2)生活困窮者 (3)ひとり親家庭	
●障がい者(児)福祉	12
(1)障がい者の自立と社会参加 (2)精神障がい者 (3)発達障がい者(児) (4)高次脳機能障がい者(児) (5)難病対策	
●子どもの命を守り、健やかな成長	15
(1)子どもの権利の保障 (2)保育 (3)放課後対策 (4)子育て支援と虐待防止 (5)社会的養護 (6)周産期医療	
●子どもの学び	16
(1)子どもが学ぶ権利の保障 (2)教育の質 (3)教育施設・設備 (4)都立高校 (5)特別支援教育 (6)私学振興 (7)文化・スポーツ行政	
●命を育む食	18
(1)食品安全 (2)放射能汚染対策 (3)消費者行政	
●環境と共生する産業	19
(1)都市農業 (2)林業	

●災害に強いまち	20
(1)耐震化 (2)災害弱者対策 (3)安全なまちづくり (4)広域的災害と被災地支援	
●持続可能な都市	21
(1)道路・都市公園整備 (2)都市計画 (3)住まい (4)公共交通と自転車利用	
●自治・分権・行政改革	22
(1)自治・分権 (2)行政改革	
●平和・人権・多文化共生	23
(1)安全・平和 (2)国際協力と多文化共生	

【重点項目】

子ども・若者を応援する

- 1 子どもの貧困についての実態調査をする。
- 2 子ども食堂や居場所、学習支援などに地域で取り組む団体を支援する。
- 3 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 4 要保護、準保護世帯以外でも困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 5 医療的ケアが必要な子どもも含めて障がいのある子どもが地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員・看護師の配置や施設整備など自治体への財政支援を行う。
- 6 給付型の奨学金制度を創設する。
- 7 若者が安心して立ち寄れる居場所やシェルターを運営しているNPOなどを支援する。
- 8 ヤングケアラーの実態調査を実施し、家族介護者への支援策を講じる。
- 9 少女たちが犯罪やJKビジネスに巻き込まれないよう、居場所や相談窓口をつくる。

高齢者も障がい者も地域で暮らす

- 1 デイサービス等において、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 2 在宅療養を進めるために、住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを構築する。
- 3 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 4 手話・コミュニケーション条例をつくり、広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を拡充する。
- 5 公共交通車内で災害など緊急時に聴覚障がい者にも情報が伝わるよう、車内放送を文字情報で提供することを事業者に働きかける。
- 6 ギャンブル、薬物、アルコールなどの依存症について、相談・支援する場を増やすとともに、啓発や広報を充実させる。
- 7 交通事故やスポーツ事故などで高次脳機能障がいとなった児童・生徒の実態を調査・把握し、相談等の支援を行う。

男も女も働く

- 1 管理職への女性登用を、30%を目標にし実現する。
- 2 育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づける。
- 3 若者やシングルマザーの正規雇用を進めるために、付加価値の高い職能訓練の定員や回数を増やすとともに、相談事業を充実する。
- 4 ブラック企業の解雇や過酷な労働環境に対応するため、街頭労働相談の回数や箇所を増やすとともに、普及啓発と支援体制を充実する。

- 5 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。
- 6 障がいがある人もない人もともに働く「社会的事業所」をつくる。

持続可能な環境をつくる

- 1 キャップ&トレード制度における温室効果ガス削減義務率を引き上げるとともに、さらに高い長期目標を立てて、設備投資のインセンティブとする。
- 2 エネルギーを消費するだけの存在から地域で積極的につくり出す主体としての市民の取り組みを応援するため、市民の創エネ事業や電力供給事業に支援する。
- 3 海の森を拡充し臨海部の広い空間を活かして、東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりのある風の道を確認する。
- 4 雨水は貴重な資源であることから、雨水の地下浸透が可能な地域では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マスの設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。地下浸透が困難な地域も含め、雨水貯留槽の設置助成制度は拡充し、雨水利用を進める。学校等、緊急避難場所として指定されている箇所に「雨水貯留槽」の設置を進める。
- 5 新たな化学物質が増えており、化学物質子どもガイドラインの見直しをする。
- 6 都市の農地を保全するため、農家の後継者の育成や、新規就農者に農地をあっせんする事業を推進する。また、相続税納税猶予の範囲を広げるなどの軽減税制を国に働きかけるなどで、農業継続を支援する。

安全・安心のまちをつくる

- 1 都内に受け入れた原発避難者が継続して生活できるよう都の独自支援を行うとともに、福島の子どものための保養活動に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。
- 2 外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に積極的に活用する。
- 3 空き家を活用したグループホームや居場所などを行うNPOなどを支援する。
- 4 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例：「外環の2」、小金井3・4・1、3・4・11号線
- 5 ユニバーサルデザインの面的整備を進める。特に公共トイレについては使い勝手を考慮し統一した表示を徹底させる。

食の安全を守る

- 1 築地市場の豊洲への移転は、食の安全・安心を確保できるまで進めない。
- 2 消費者が安全な食品を選べるように、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションを充実する。

人権と平和

- 1 性的指向、性自認について正しい知識の普及、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談事業を実施し、都としてイベントなどを応援する。

- 2 生活困窮者の自立に向けて、生活総合相談や就労支援、低所得者向けの住宅政策、シェルターの設置などを進める。
- 3 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回し、訓練を実施しないよう働きかける。

【一般項目】

●自分らしく働き、暮らせる社会

(1) 雇用

- 1 子育て中の女性の再就職を支援する専門の相談窓口をしごとセンター多摩にも設置するとともに、相談窓口で区市町村の保育園などの情報をあわせて提供できるようにする。
- 2 若者やシングルマザーの正規雇用を進めるために、付加価値の高い職能訓練の定員や回数を増やすとともに、相談事業を充実する。
- 3 低利の融資制度や相談など、女性や若者が起業しやすい環境づくりを進める。
- 4 フルタイム労働（正規雇用）とパートタイム労働（有期雇用の短時間労働など）との差別を禁止し、同一価値労働同一賃金、均等待遇の実現を進める。
- 5 ワークライフバランスの実現のために、育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の意識改革を推進する。
- 6 パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを防止するため、事業者への普及啓発を進める。
- 7 外国人労働者などのトラブルに対する的確な労働相談を行うために、相談担当職員のスキルアップと、職員や専門家等の増員など、相談体制を充実する。
- 8 発達障がい者の就労・労働相談の体制を整備する。
- 9 ブラック企業の解雇や過酷な労働環境に対応するため、街頭労働相談の回数や箇所を増やすとともに、普及啓発と支援体制を充実する。
- 10 家族の介護や、がんなどの病気を抱えながら離職せず働き続けられるよう、企業に環境整備の協力を求める。

(2) もう一つの働き方

- 1 障がいがある人もない人もともに働く「社会的事業所」をつくる。
- 2 NPOやソーシャルビジネスを展開する団体に対し、活動拠点の確保や事業運営に必要なスキルを磨くための支援を行う。
- 3 一般就労が困難な人に対して、支援付き就労である「中間的就労」の場を提供するNPOなどへの支援をする。
- 4 市民自らが出資し、働く場を作り、地域で必要とされる事業をつくり出すワーカーズ・コレクティブや、非営利事業の起業に必要な資金の助成制度を設ける。

(3) 若者支援

- 1 18歳選挙権を踏まえて、参加型民主主義を実践するため、知事と若者のタウンミーティングを企画する。
- 2 給付型の奨学金制度を創設する。
- 3 「若者サポートステーション」が中学・高校、自治体と連携して活動できる体制を拡

大する。

- 4 若者が安心して立ち寄れる居場所やシェルターを運営しているNPOなどを支援する。
- 5 ひきこもり状態の人への訪問相談の対象年齢や回数を広げ、福祉や医療と連携し、ピアサポーターを活用するなど、一人ひとりに応じて自立まで一貫した支援につなげる。
- 6 少女たちが犯罪やJKビジネスに巻き込まれないよう、居場所や相談窓口をつくる。

(4) 性的マイノリティ

- 1 性的指向、性自認について正しい知識の普及、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談事業を実施し、都としてイベントなどを応援する。
- 2 都職員に対し、性的指向・性自認に関する研修を行う。
- 3 LGBTのDV被害者の相談体制をつくるとともにシェルターを確保する。

●持続可能な環境政策

(1) エネルギー対策

- 1 電力自由化に関する情報を消費者に提供する。
- 2 地球の気温上昇2℃未満を目標に温室効果ガスの大幅削減をめざして都民参加の議論を進め、都としてのエネルギー長期計画を策定する。
- 3 キャップ&トレード制度における温室効果ガス削減義務率を引き上げるとともに、さらに高い長期目標を立てて、設備投資のインセンティブとする。
- 4 東京の自然エネルギーのポテンシャル（潜在的な可能性）の調査を行い、都として、地域分散型エネルギーへの転換を積極的に進め、原子力発電に頼らない多様なエネルギー確保を進める。
- 5 エネルギーを消費するだけの存在から地域で積極的につくり出す主体としての市民の取り組みを応援するため、市民の創エネ事業や電力供給事業を支援する。
- 6 都有施設の太陽光発電設備設置を担当局任せにせず、予算枠を別にして、環境局がリーダーシップをとって計画的に進める。
- 7 太陽光発電を推進するため、屋根貸しマッチング事業では、都有施設の屋根貸しを導入する。その際、市民事業や中小企業への誘導策を検討する。
- 8 高齢者施設や病院など大量の給湯が必要な施設で太陽熱利用を進めるため、助成する。
- 9 太陽光発電設備設置の助成を復活する。
- 10 「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」などの設備機器等への融資や補助制度、各種減免制度を拡充し、HEMS等の「見える化機器」の普及支援や、節電・省エネを推進する。
- 11 公共施設・学校・大規模施設等には太陽光発電や太陽熱利用を促進するとともに、東京として、バイオマスやメタンガス、小水力・地中熱・下水熱などの未利用エネルギー活用モデル事業を推進する。
- 12 都有施設に電力を供給する電力会社を、低圧の施設も含めて、再エネ電源比率などを考慮してスイッチングする。
- 13 省エネルギーフォームを支援し、新築建築物のソーラーオブリゲーションを導入する。

- 14 学校における空調機設置は、温度管理を徹底して節電に努め、緑のカーテンや風の道確保などで、猛暑対策を工夫する。
- 15 地域や学校での環境教育を進めるとともに、環境教育に取り組むNPOや市民団体の活動を支援する。

(2) 緑・水循環

- 1 海の森を拡充し臨海部の広い空間を活かして、東京湾から都心へ向けた水と緑のつながりのある風の道確保する。
- 2 既存緑地・樹林を保全するため、都の保全地域指定をはじめ、市民緑地制度や特別緑地保全地区制度などあらゆる制度の活用が進むよう、区市町村を支援する。
- 3 多摩地域に数多く存在する、谷戸・湧水・雑木林等が一体となって多様な生物が生息できる貴重な自然環境を、里山保全の拠点として保護するため、早急に緑地保全地域の指定を行う。
- 4 屋外駐車場の緑や街路樹などを増やし、水循環に寄与する緑の空間を拡充する。
- 5 国分寺崖線等の保全を広域連携を進めるとともに、地下水保全のために崖線地域では地下構造物の建設を制限、または禁止する。
- 6 雨水は貴重な資源であることから、雨水の地下浸透が可能な地域では、透水性・保水性舗装を普及させ、雨水浸透マスの設置を促進するとともに、補助対象地域を拡大する。地下浸透が困難な地域も含め、雨水貯留槽の設置助成制度を拡充し、雨水利用を進める。学校等、緊急避難場所として指定されている箇所に「雨水貯留槽」の設置を進める。
- 7 地下水・湧水の保全や復活に向けた区市町村の取り組みを支援・連携し、総合的な水循環を回復するため、水循環の推進に関する条例を制定する。
- 8 地質汚染（地層汚染・地下水汚染・地下空気汚染）の未然防止と浄化対策を強化する。
- 9 合流式下水道のオーバーフロー対策をさらに進めるとともに、雨水を河川に戻すようなくみを検討する。水再生センターの放流水質改善をさらに進め、都内の河川の水質浄化を促進する。
- 10 「水は限りある貴重な資源」との観点から、節水対策や、雨水の利用を強化するとともに、使用を中断している水源井戸の補修や掘り替えを積極的に進める。
- 11 ハツ場ダムに頼らない水政策を策定するため、過大な水需要予測は実績と実態に合わせて見直す。
- 12 認可水源である多摩地域の地下水を、都の保有水源に組み入れる。
- 13 1,4-ジオキサンの検出で休止した水源井戸については、除去方法が確立するまで、地下水汚染の拡散を防ぐために継続的な汲み上げを検討する。
- 14 野川流域河川整備計画に基づき、野川上流部の整備を市民参加で進める。

(3) 有害化学物質対策

- 1 新たな化学物質が増えており、化学物質子どもガイドラインの見直しをする。
- 2 未然防止の原則で、有害化学物質による複合汚染のリスク評価を実施するとともに、

P R T R法で第一種指定化学物質に指定されている物質の保管状況及び災害時のリスクへの対応策について調査し、安全を確保する。

- 3 都の施設の洗浄剤を合成洗剤から環境負荷の少ない石けんに替える。
- 4 シックハウス症候群の実態調査を行い、相談・治療・環境改善の迅速な連携体制をつくとともに、シックハウス患者のための一時避難シェルター住宅を提供する。
- 5 子どもの健康被害の状況を調査する。特に携帯電話中継基地局の設置には、住民説明を徹底する。子どもの施設の近くには設置させないルールをつくる。
- 6 アスベスト対策については、アスベスト台帳を作り、解体時の飛散防止を徹底する。適正な除去工事を進めるため、助成制度をつくる。
- 7 アスベスト廃棄物の処理・処分を適正に行うよう指導を徹底する。また、都内で使われている再生砕石のアスベスト混入調査を行い、再生砕石へのアスベスト混入を防止するため、建設廃棄物の適正な分別解体が進むよう指導・対策を徹底する。
- 8 環境省事業「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の対象自治体に名乗りをあげる。
- 9 モントリオール議定書の新たな代替フロン規制の早期実現を国に働きかける。
- 10 空調機や大型冷凍・冷蔵機器に使用されているフロン類について、廃棄における回収率の向上と使用時漏えい対策を講じるとともにノンフロン化を推進する。都府県施設の空調機等からの漏えい実態を明らかにする。事業者との連携で、フロン使用機器の整備時の回収量や補充量の記録のしくみをつくり、フロン漏えいの「見える化」を図る。
- 11 温暖化対策計画書制度の届け出項目にフロンのストック管理に関する項目を加え、漏えい量削減の取り組みを評価し、キャップアンドトレードのしくみの中に組み込む。事業者の漏えいを防止する取り組み及びノンフロン化の技術開発等の取り組みを支援し、優良な施行技術、管理技術等の技能を認定する制度をつくる。
- 12 PM2.5 や窒素酸化物及びVOCを削減するため、都民への周知と対策の徹底を、事業者の協力を得ながらさらに進める。

(4) 廃棄物対策

- 1 廃棄物対策は、再利用(リサイクル)よりも、まず発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を推進し、都民への広報活動と事業者の誘導を進めるとともに、都庁内でも会議におけるペットボトルの使用をやめ、リユースびんの飲料とする。
- 2 規格びん推奨制度を創設し、自主回収ルートを支援してリターナブルびんの利用を拡大する。
- 3 マイクロプラスチックの問題を周知するとともに、リデュース・リユースを進め、代替品やリサイクルしやすい材質への変更を事業者に働きかける。
- 4 家庭や事業所などから排出される蛍光灯、農薬・殺虫剤、塗料などの有害廃棄物の回収システムを事業者責任で整備する。
- 5 水銀の使用削減と廃棄の際の分別を強化するよう、事業者を指導する。また、焼却場等における観測体制を継続し、水銀が焼却された場合、速やかに対処する。
- 6 回収された有害物質を含む廃棄物の処理を行う場所を都内につくる。

- 7 都庁内はもとより、都内事業所において、PCBの保管が適正に行われているかを点検するとともに、処理計画に基づいて、期間内の適正処理を促進する。
- 8 食品ロスを削減するため、事業者と連携してドギーバッグなどの取り組みを進める。

●男女平等社会

(1) 女性の参画

- 1 都のすべての審議会・協議会の女性委員の割合目標を早急に50%にする。
- 2 管理職への女性登用を、30%を目標にし実現する。
- 3 性別役割分業意識を解消するため、人権教育を基礎とする男女平等教育を、教職員の研修をはじめ、あらゆる機会・教育場面を通じて行う。
- 4 男女平等参画審議会を常設にし、進行管理をする。

(2) ワークライフバランス

- 1 育児・介護休業を男性も取得しやすくなるよう職場の改革を推進するとともに、父親の育児休業取得を義務づける。
- 2 育児休業明けの働き方として「育児短時間勤務制度」の周知を図り、職場復帰を支援する。
- 3 多様な働き方に対応できる子育てや介護の支援策を充実する。

(3) 女性への暴力対策

- 1 都立病院の中に、ワンストップで性犯罪被害者等に対する相談窓口を設置する。
- 2 DV・性犯罪・ストーカー被害者の二次被害防止と個人情報保護を徹底するよう、警察や医療関係者などの研修を行う。
- 3 DVやストーカー被害者を保護・救済するため、一時避難及び生活再建の場所を確保する。
- 4 女性への暴力や性的虐待への対策、被害者のためのシェルター運営などに取り組む民間団体への補助を都として継続して行う。
- 5 母子生活支援施設の充実と緊急一時避難場所の増設を進める。
- 6 DVの未然防止として、学校教育の中で「デートDVを防ぐ取り組み」を進める。
- 7 配偶者暴力相談支援センターを各区市町村に設置し、機能を強化するための支援を行うとともに、職員の研修などを充実させる。

(4) 生涯にわたる性と健康の権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

- 1 生涯にわたり自分自身の健康管理を行える年代別保健教育のプログラムを作成し、学校・社会教育で行う。
- 2 小学校からの薬物・たばこなどの危険性に関するカリキュラムを積極的に取り入れる。
- 3 増加傾向にあるエイズ撲滅のため、検査の周知を図るとともに、結果を確実に通知できるようにする。

- 4 10代向けの、性・妊娠・出産や暴力など人権に関するユースクリニック（相談窓口）を、相談しやすい繁華街（原宿、渋谷、新宿など）に設置し、その後の医療を含めた継続的なケアのためのネットワークをつくる。
- 5 望まない妊娠や十代の妊娠などの相談に対応するため、「妊娠相談ほっとライン」「女性のための健康ホットライン」を広く周知する。
- 6 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん対策に、NPOや市民団体と連携して普及啓発し、健診の受診率を目標の50%に向けて取り組む。
- 7 HPVワクチンの副反応は、接種後2～3年あるいはそれ以上経ってから突然発症する人もいるため、接種者全員の副反応被害実態調査を行い、追跡調査をする。また、被害生徒が教育と生活の場において、適切な支援を受けられる体制を整える。性教育の中でリスクも含め、公正で十分な情報提供を行い、接種を義務化させない。

●誰もが安心して暮らせる地域

（1）高齢者支援

- 1 認知症の早期発見・早期対応を進めるために、初期集中支援チームを各区市町村に設置できるよう支援する。
- 2 若年性認知症総合支援センターが地域包括支援センターに情報を提供し連携を図る。
- 3 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの増設で、在宅医療サービスの提供体制を整備し、退院促進に対応する。
- 4 在宅療養を進めるために、住まいを中心に医療・介護・生活支援の連携を行い、地域包括ケアシステムを構築する。
- 5 地域の資源を活用した小規模な福祉施設を設ける際には、都の基準を実態に即した運用にする。
- 6 要介護1・2の生活援助・福祉用具・住宅改修を介護保険給付で行うこと、ケアプラン作成は全額保険給付で継続することを国に要望する。
- 7 ヤングケアラーの実態調査を実施し、家族介護者への支援策を講じる。
- 8 介護に携わる人材の専門性を高めるための研修を充実するとともに、報酬・処遇の改善を行って人材の定着を図る。
- 9 痰の吸引等を行う介護者への研修については、訪問介護事業所などへ十分な説明と働きかけを行い、参加者を増やすとともに、事業所の実態を把握する。
- 10 都有地を活用して、多様なニーズに対応する小規模多機能施設や低所得高齢者向けのグループホームを地域に整備する。
- 11 貧困ビジネス対策のために、入居者の生活や権利が守られ、適正に運営されているかの調査、定期的チェックを厳正に行う。
- 12 デイサービス等において、高齢者から子どもまでを対象としたソーシャルミックスの施設づくりを導入する。
- 13 地域の2次医療を担ってきた公的中核病院については、運営費への補助や病床数に応じた加算制度、医師の確保など、都としての支援策をより一層進める。
- 14 在宅での看取りについて、体制整備と家族への普及啓発を進める。

- 15 住み慣れた地域で最期まで暮らせるホームホスピスなどを支援し、広げる。
- 16 健康保険組合に対する都の補助金は、現行水準を確保する。
- 17 救急相談センター（#7119）がつながりにくいため、回線を増やす。

（２）生活困窮者

- 1 生活困窮者の自立に向けて、生活総合相談や就労支援、低所得者向けの住宅政策、シェルターの設置などを進める。
- 2 多重債務者の生活再生事業の使い勝手を改善する。
- 3 ホームレスの安定した住居の確保や雇用の機会を創出するとともに、NPO等を中心に地域生活をサポートする体制をつくる。
- 5 低所得者向けの家賃補助のしくみをつくる。

（３）ひとり親家庭

- 1 多摩地域のしごとセンターにも、「はあと（母子家庭等就業・自立支援センター）」を早急に設置し、正規雇用につなぐ支援を行う。
- 2 高等技能訓練促進費事業の継続を国に求めるとともに、安定した就労確保のための支援策を総合的に展開する。
- 3 職住近接を図る視点で、子どもの年齢や収入に応じた公営住宅入居の促進、または民間住宅入居への家賃補助制度をつくる。
- 4 障がい児がいる等、ひとり親家庭の状況に配慮し、ホームヘルプ事業など実態に即した総合的な支援を拡充する。
- 5 非婚母子世帯にみなし寡婦控除を適用する。
- 6 取り残されがちな父子家庭への支援を強化する。

●障がい者（児）福祉

（１）障がい者の自立と社会参加

- 1 障害者差別解消法を活かして、障がい者（児）への合理的配慮を行い、人権を保障する。
- 2 手話・コミュニケーション条例をつくり、広域的な手話通訳・要約筆記派遣事業を拡充する。
- 3 全介助の重度心身障がい者が地域で生活し続けることができるケアホームをつくる。障がい者施設の整備にあたってグループホーム・ケアホームのハード面の基準に関しては、利用できる障がいの種類や程度に応じた柔軟なものにする。
- 4 重度障がい者（児）のショートステイを身近な地域につくり、ベッド数を増やすなど、利用したいときに利用できるよう整備するとともに、施設入所から地域での自立生活への移行を促進させるため、長時間介助の人材確保を進める。
- 5 重度心身障がい者（児）が安心して安全・確実な療養を受けられるよう、療育にあたる医師、看護師の確保とともに、超重度心身障がい者（児）に対応する専門性向上のための養成研修を充実・推進する。
- 6 乳児を含めた重度障がいの子どもをもつ家庭に対して、訪問看護やレスパイトなどケ

ア体制を拡充する。

- 7 すべての施設や学校で同性介護・介助が可能になるよう人員配置を行う。
- 8 特別支援学校を卒業する重度心身障がい児・者の数に見合った通所先をつくとともに、施設の医師・看護師等の確保及び送迎バスの増車を図る。
- 9 重度心身障がい者など障害によっては突然の欠席が多い場合もあるので、通所事業が円滑に実施できるよう補助制度を見直す。
- 10 障がい者が生きがいを持って働くことができる職場環境や労働条件を整備し、企業に対しては積極的に採用するよう働きかけるとともに、都としてジョブコーチなどの人材を育成する。
- 11 都庁内の障がい者雇用はすべての障がい者を対象とし、継続的に雇用する。
- 12 「障がい者優先調達推進法」の趣旨に基づき、都及び区市町村が率先して障がい者就労事業所からの物品等の調達及び作業の発注をさらに推進する。
- 13 切符の券売機に障がい者用ボタンを設置するよう、公共交通機関に働きかける。
- 14 人工内耳外部機器への補助をする。
- 15 都の障がい者施策への、中途失聴や中途障がい者の参画を進める。
- 16 公共交通車内で災害など緊急時に聴覚障がい者にも情報が伝わるよう、車内放送を文字情報で提供することを事業者に働きかける。

(2) 精神障がい者

- 1 精神障がい者の地域移行を促進するため、グループホームや住宅を確保する。
- 2 精神障がい者の在宅生活を支えるため、多職種チームによる 24 時間 365 日体制でアウトリーチによる包括的な生活支援を行う事業を支援する。
- 3 障がい者福祉手当を精神障がい者にも拡大し、障がい間格差の是正を進めるとともに、提出が必要となる医師の診断書の料金を都が助成する。
- 4 精神障がい者の相互支援活動（ピアサポート、ピアカウンセリングなど）の施策を拡充する。
- 5 社会復帰対策を充実し、「地域自立生活センター」「共同作業所」などへの運営費助成を拡充する。
- 6 精神障がい者の家族への相談支援を充実させる。
- 7 ギャンブル、薬物、アルコールなどの依存症について、相談・支援する場を増やすとともに、啓発や広報を充実させる。
- 8 てんかんについて、就労が続けられるように正しい知識と理解を深めるための広報をする。

(3) 発達障がい者(児)

- 1 発達障がいのある子どもについては、就学前から就労までの切れ目のない支援体制を福祉・教育・労働の連携で整える。
- 2 地域の発達障がい者(児)家族の相談や支援を充実させるため、発達障がい者支援センターを拡充し、相談担当者の人材を育成する。

(4) 高次脳機能障がい者(児)

- 1 交通事故やスポーツ事故などで高次脳機能障がいとなった児童・生徒の実態を調査・把握し、相談等の支援を行う。
- 2 医療から福祉、地域、住宅、就労への連携した支援を展開する拠点として、区市町村支援促進事業を活用して「高次脳機能障がい者支援センター」を設立する。そこで相談体制や長期的継続的なりハビリを充実させ、切れ目のない支援が受けられるようにする。
- 3 高次脳機能障がいへの理解を進め、社会参加の機会を増やす。

(5) 難病対策

- 1 難病の原因究明と治療研究を促進するとともに、早期発見・早期治療体制を確立する。
- 2 「難病患者等居宅生活支援事業」の周知徹底をはかるとともに、訪問リハビリを事業に入れるなど在宅支援事業の充実を図る。
- 3 難病・障がい者が利用できるように、公立病院等でのショートステイ病床を確保する。
- 4 難病や重度障がいにより、在宅で医療を伴うケアを必要とする人への支援体制を充実する。
- 5 慢性腎臓病については、生活習慣病の予防・早期発見のため、健診の受診率を高める対策を行う。
- 6 透析医療の安全を確保するため、透析医療スタッフの充実と医療ミスや事故の防止と感染症対策の行政指導を強化する。
- 7 増加する要透析患者に対応するため、療養病床増床計画を推進する。
- 8 肝硬変・肝がんを医療費助成対象にする。
- 9 働く意欲のある難病患者の職業訓練や多様な勤務形態の確立、相談等、就労支援を充実するとともに、雇用面での偏見差別をなくすための啓発活動を強化する。

●子どもの命を守り、健やかな成長

(1) 子どもの権利の保障

- 1 「子どもの権利条約」にある子どもの意見表明権や社会参加の権利に則り子ども参加で「子どもの権利条例(仮称)」を制定する。
- 2 子どもの権利擁護専門相談事業を強化するために、専門員を子どもの権利回復までを職務とする「第三者機関(オンブズパーソン)」と位置づける。
- 3 子どもの貧困についての実態調査をする。
- 4 子ども食堂や居場所、学習支援などに地域で取り組む団体を支援する。

(2) 保育

- 1 保育待機児を早急に解消するため、都立学校をはじめ都有施設や都有地を活用し保育園の増設を積極的に進める。

- 2 保育の質と保育環境を低下させないよう、施設規準を堅持し、賃金などの処遇を改善し保育士を確保するとともに、保育士の研修を強化する。
- 3 認可外保育園については、十分な保育環境を確保できる物件を賃貸できる運営補助を行うとともに、園児数をもとにした不安定な補助金のあり方ではなく、年間を通して園の運営を安定的に行うことができる補助のあり方とする。
- 4 認証保育所を利用している保護者へ所得に応じて補助する自治体に助成する。
- 5 認証保育所の運営基盤の安定のため、障がい児受け入れへの加算や家賃補助を都として位置づけ、認可園への転園などにより空きが生じる場合の補てん等対策を講じる。
- 6 事業所内保育所や病院の院内保育所、都立高校・大学内保育所の設置を進め、一般利用も可能にする。
- 7 保育室、認証保育所、一時預かり・定期利用型保育事業など多様な保育事業に対する支援を厚くする。

(3) 放課後対策

- 1 学童保育の規模の適正化と待機児解消を進めるため、施設増設に対する補助を増やす。
- 2 東京都が進める「都型学童クラブ」の大規模化を改善する。
- 3 放課後の居場所や学習支援の場づくりを拡充する。
- 4 障がいのある子どもたちの放課後対策を進め、学童保育への希望者を全員受け入れるように支援する。
- 5 障がい児の放課後や長期休暇期間の日中活動を支える放課後デイサービス事業への支援を拡充する。

(4) 子育て支援と虐待防止

- 1 未受診妊婦も含めて産前産後の切れ目のない子育て支援を行うとともに、子育て家庭の孤立化・虐待を予防するため、子ども専門の保健師を増やす。
- 2 児童相談所と地域の子ども家庭支援センターや保健所・医療機関との連携を強化し、虐待を受けた子どものための専門の緊急一時保護施設を拡充する。
- 3 配偶者暴力のある家庭の子どもに対して、精神的なケアを図る。
- 4 「乳幼児死亡検証制度」を設け、乳幼児の死因を検証する。

(5) 社会的養護

- 1 里親の登録及び委託を増やす。そのために、里親制度の広報や働きかけを工夫する。
- 2 養育家庭を支援するため、養育家庭への研修・相談機能を強化する。
- 3 社会的入院や一時保護の長期化を防ぐため、対策を講じる。
- 4 養育家庭や養護施設を退所した18歳以上の若者への住宅支援などアフターケアを充実させる。
- 5 養育家庭や施設から退所後に進学し学び続けられるように、給付型の奨学金を拡充する。

(6) 周産期医療

- 1 NICU・GCUなどの整備に取り組む医療機関への支援をさらに充実し、NICUから退院後、在宅で生活できるように支援する。
- 2 病院と診療所や助産所との連携体制を充実させて地域での出産を促進し、助産師を活用して母子の心身の健康・育児に係る相談体制を拡充する。
- 3 未受診妊婦についての実態調査を行う。

●子どもの学び

(1) 子どもが学ぶ権利の保障

- 1 いじめの未然防止と解決に向けて、子どもの権利を尊重した学校運営を行う。
- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの質の向上を図る。
- 3 不登校の子どもの学ぶ権利を保障するために、フリースクール、ホームエデュケーションなど多様な学びの場を支援する。
- 4 夜間中学及び定時制・通信制高校は、希望する人をすべて受け入れ、個々の学びの進度に合わせて支援する。
- 5 日本語を母語・母国語としない子どもの教育政策をつくる専門部署を設置し、母国語教育や、日本語が十分でない児童・生徒への語学指導を充実するため、教員を加配する。
- 6 要保護、準保護世帯以外でも困窮している世帯の生徒には所得に応じて教材費、制服、給食費、修学旅行費など学校教育に必要な費用を免除する。
- 7 年齢に応じたプログラムで、シチズンシップ教育、人権教育、メディア・リテラシー教育、消費者教育、働く人の権利を含めた職業教育を行う。
- 8 性的マイノリティ(LGBT)の理解を進めるように性教育の一環として取り組む。
- 9 統合失調症など思春期に発症しやすい精神疾患に対する理解を深めるため、中学校・高校での精神保健に関する授業を行う。
- 10 職業体験、職業教育を充実させるために、幅広い職域の人材、事業所の協力を得られるよう区市町村を支援する。
- 11 環境や社会的な教育を進めるため、NPOによる出前授業を支援する。
- 12 教育委員会は、希望者全員が傍聴できるようにするとともに、教育委員会への陳情・請願は、都民の権利として制度の周知をはかる。
- 13 高校無償化の所得制限撤廃を国に働きかける。

(2) 教育の質

- 1 すべての学年において少人数学級が実現できるよう、教員定数増を国に求め、各種研修・研究授業など教員の資質向上に取り組む。
- 2 複数担任制やTTなど、柔軟な職員配置を行い、学校内の事務作業をできる限り削減して、教員が子どもに関われる時間を増やす。
- 3 学校図書館に専任の司書を配置し、栄養士の全校配置と栄養教諭の増員を進める。

- 4 養護教諭の配置基準を見直し、児童・生徒数が多い場合は2人体制にする。
- 5 部活の外部指導員が顧問として活動できるようにするとともに、自治体を支援する。
- 6 教員のためのメンタル面でのサポートなどの相談体制を整備する。
- 7 学校給食では有機栽培や地場産の食材を積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は使わない。
- 8 学校管理下における体育活動での事故を防止するため、事故防止マニュアルを策定する。

(3) 教育施設・設備

- 1 公立小中学校の校舎と体育館等の非構造部材の耐震化を早急を実現する。
- 2 教育環境におけるユニバーサルデザイン化を促進し、地域に開かれた社会資源として、都立高校も含めた学校施設を開放する。
- 3 学校への太陽光発電の設置をさらに進める。
- 4 学校のトイレの改善をはじめとした施設整備への助成を増やす。

(4) 都立高校

- 1 誰もが希望する高校に入学できるよう都立高校の定数を増やす。
- 2 定時制高校に関しては、専用教室を確保する。カウンセラー配置も授業終了時間までの勤務や相談日数を増加、給食を継続する。
- 3 都立学校・中高一貫校の保健室施設・設備を充実し、養護教諭の複数配置を進める。
- 4 都立学校においてインターンシップ事業などを充実し、卒業後に適正な仕事につきやすくするとともに、職場への定着を促進する。
- 5 都立高校における特別支援教育を進めるための人的、施設的な環境整備を図り、発達障がい生徒への教員加配を行い、発達障がい生徒の中学校卒業後の進路を保障する。
- 6 都立高校に外国人や帰国子女枠を増やし、受け入れ校の体制強化を図るとともに、入学試験においては特別の配慮を行う。
- 7 金銭教育や多重債務に関する教育を推進し、実社会に出る前に労働法制などの基本的な知識を身につける機会をつくる。
- 8 都立高校の防災訓練は、自衛隊で実施しない。

(5) 特別支援教育

- 1 医療的ケアが必要な子どもも含めて障がいのある子どもが地域の普通級で学ぶことを保障するため、介助員・看護師の配置や施設整備など自治体への財政支援を行う。
- 2 特別支援教室の巡回指導等担当教員を増やす。
- 3 特別支援学校においては、障がいの特性に応じた教育が受けられるよう工夫する。在籍児童・生徒の障がいの重度化・重複化に即して教室を増やし、学校施設の整備を早急に行う。
- 4 特別支援学校に通う児童、生徒の通学時間を短縮するために、スクールバスだけでなく、民間移送サービス利用、タクシー通学などへの助成も行う。

- 5 肢体不自由児特別支援学校においては、教員と学校介護職員の配置基準を見直し、教員数を確保する。また介護職員の研修を計画的に実施する。
- 6 医師や看護師などの医療従事者やサポートスタッフが常駐し、医療的ケアの必要な子どもでも利用できる宿泊施設や、下校後の預かりができる施設の増設を図る。
- 7 特別支援教育コーディネーターの担い手は兼職ではなく専任とする。
- 8 障がい児の放課後活動・余暇活動を支援するとともに、緊急一時保護・短期入所施設を拡充する。
- 9 同性介助にも配慮した教職員の採用・配置を進める。
- 10 病院内の院内学級を拡充する。特に高校生の病気療養児が学ぶ場を拡大し手続きを簡素化する。
- 11 安心して通学できるよう、学校周辺の通学路・歩道等の整備を行い、駅等の公共交通機関に障がいに関する情報提供と改善を働きかける。また、特別支援学校最寄駅へのホームドア設置を優先させるよう鉄道会社に働きかける。

(6) 私学振興

- 1 幼稚園から高校・専修学校までの私学に対する経常費補助、授業料軽減補助等の助成を拡充する。
- 2 私立学校・幼稚園の老朽校舎や体育館の改修や、非構造部材を含む耐震化に対する補助を充実する。
- 3 子どものいじめなどに対応するため、私学に通う児童・生徒にも権利擁護専門相談事業をPRするカードの配布を継続し、活用できるようにする。
- 4 朝鮮学校にも「私立外国人学校運営費補助金」を復活する。

(7) 文化・スポーツ行政

- 1 小・中学生や障がい児が本格的な音楽や演劇に触れる機会を増やす。
- 2 地域スポーツクラブの普及、促進を図り、支援策を強化する。
- 3 障がい者が気軽にスポーツに参加できるよう専門家やサポート要員の配置を進め、地域の公共体育施設等、日常的な場の確保と設備の改善を進める。
- 4 文化施設の女性用トイレを増設し、男女用とも和式トイレをすべて洋式として刷新する。また、だれでもトイレを設置する。

●命を育む食

(1) 食品安全

- 1 築地市場の豊洲への移転は、食の安全・安心を確保できるまで進めない。
- 2 食品表示法や機能性表示食品など、食品表示に関する新たな制度の周知を図るため、適正表示を推進しつつ、都民へ積極的に情報発信を行う。
- 3 食品表示法および東京都食品安全推進計画に基づき、食品表示に関する相談・監視体制を整備する際には、消費者が主体的な商品選択をできるよう、健康被害発生の未然

防止や拡大防止などの対策を含めて監視体制を強化する。

- 4 食品衛生自主管理認証制度やHACCPシステムを拡大し食品による危害の発生の未然防止を図るとともに、都民への周知を図る。
- 5 消費者が安全な食品を選べるように、トレーサビリティ表示やアレルギー表示の適正化、リスクコミュニケーションを充実する。
- 6 食品添加物等は、子どもに合わせた安全基準をつくるよう国に働きかける。
- 7 原料に含まれる遺伝子組み換え作物を表示し、消費者に分かりやすいトレーサビリティの表示を担保し、情報提供を進める。

(2) 放射能汚染対策

- 1 「都民が日常的に摂取する食品や子どもが継続的に摂取する食品」を中心に、都は独自の放射能検査を実施し、ホームページで情報開示をしているが、今後も感受性の高い子どもへの配慮を優先し、放射能測定や数値の公表を的確に行う。
- 2 加工食品についての抜き打ち検査や、都内産農産物の放射能検査を継続し、必要に応じて土壌の検査を実施する。
- 3 放射能測定や対策については、関係所管が連携を深め、長期にわたって取り組みが継続できる体制を整備する。放射能汚染についての学習機会を増やし、個人が的確に判断できるようにしていく。

(3) 消費者行政

- 1 消費者教育推進計画とアクションプログラムを積極的に推進する。特に教育委員会に働きかけ、教育現場で消費者教育に力を入れ、出前講座などができる人材育成を行い、学校などに派遣する。
- 2 東京都消費生活総合センターは、センターオブセンターとして区市町村の相談窓口への財政的支援を強化し、広域連携の検討等、東京都全体の相談機能の充実を図る。
- 3 消費生活相談員の研修を充実し、正規雇用にする。
- 4 高額商品売りつけや振り込め詐欺、押し買いなど、次々と新たに巧妙な手口で高齢者を狙った消費者被害が出現しており、被害を未然に防止するため、高齢者を対象にした啓発活動を強化する。
- 5 子どもの事故防止のための専門部署をつくる。
- 6 生活困窮者や多重債務者への支援施策を継続させるとともに、NPOや生協が行う相談活動などを支援する。

●環境と共生する産業

(1) 都市農業

- 1 都市の農地を保全するため、農家の後継者の育成や、新規就農者に農地をあっせんする事業を推進する。また、相続税納税猶予の範囲を広げるなどの軽減税制を国に働きかけるなどで、農業継続を支援する。

- 2 東京都エコ農産物認証制度の活用や、東京産の伝統種の栽培を奨励し、生産量の拡大と市場流通の拡大を図るとともに、エコ農産物などの栽培農家が行うGMOフリーゾーンなどの設置に向けた自主活動を支援する。
- 3 東京都地域特産品認証制度を広く都民にPRし、地場農産物の加工食品や東京の伝統技術で生産された地場産品の販売促進活動を支援する。
- 4 農業・農地を活かしたまちづくりを推進するとともに、農業の「6次産業化」をすすめ、女性の起業を支援する。
- 5 都民が農業体験する場として体験農園の拡大や、農業ボランティア・農業講座・クラインガルテンなどを増やし、多様な担い手を育成するとともに、農家と支援者のマッチングを図るコーディネーターを配置する。
- 6 障がい者団体などが農業の担い手となる農福連携に取り組む。
- 7 農地にソーラーシェアリングの導入を図る。
- 8 ネオニコチノイド農薬など、生態系に大きな影響がある農薬の使用実態を調査し、使用を減らすための普及啓発を行うとともに、代替農薬に向けての研究を行う。

(2) 林業

- 1 森林環境の保全を社会で支えるための新たな財源確保の方策として、森林環境税（仮称）を創設し、個人・法人都民税の均等割に一律上乘せ課税を実施する。
- 2 里山保全に取り組む市民活動を支援するしくみを作る。
- 3 森林・林業従事者を育成し、安定して働けるよう各種社会保障制度加入を支援するとともに、林業家に関わる相続税を改善するよう引き続き国に働きかける。
- 4 多摩の林業が成り立つように、林道整備を進めるとともに、生産・流通・加工のシステムを整備し、木質バイオマスの活用を促進する。
- 5 公共建築、特に学校や保育所などの建築に、多摩産材の優先利用を進め、多摩産材で家を建てる場合の優遇策を拡充し、多摩産材の利用促進を図る。
- 6 製材所から出る廃棄物を利用した固形燃料「東京ペレット」の普及を進める。

●災害に強いまち

(1) 耐震化

- 1 東京都地域防災計画に掲げられた公共施設・病院・住宅などの耐震化を着実に進める。
- 2 避難所になる公共施設は、障がい者も利用できるように、バリアフリー化を進める。
- 3 簡易耐震補強工事や家具転倒防止金具取り付け助成制度を拡充し、積極的な活用を周知する。
- 4 災害危機意識とともに、命を守るために安価で簡易な「ほどほど耐震」など実現可能な方策や備蓄の啓発を進める。

(2) 災害弱者対策

- 1 障がい者・高齢者の安全を確保するため、多摩障害者スポーツセンターをはじめ都

施設を福祉避難所として活用するよう支援する。

- 2 難病、重度障がい者・要介護者等への災害時の対応について状況を把握し、自治体を支援する。
- 3 人工呼吸器等、生命維持に不可欠な医療を受けている人に対して、一人ひとりの状態に合わせた個別支援計画を策定するよう自治体を支援する。
- 4 災害時に情報弱者になりがちな視覚障がい者や聴覚障がい者のために、情報伝達のための機材（聴覚障がい者避難所用キット等）を配置し、災害時における情報発信の具体的方法を確定する。
- 5 自治体・企業と連携して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設や帰宅支援ステーションを増やし、要配慮者への支援を普及啓発する。
- 6 乳児のための液体ミルクを準備する。

（3）安全なまちづくり

- 1 防災公園に常緑広葉樹を植えて延焼遮断機能を高める。
- 2 区市町村と合同で、障がい者など要配慮者も含めた住民参加型防災訓練の回数を増やし、障がい種別ごとの対策を充実させる。
- 3 都立公園へのマンホールトイレの設置にあたっては、洋式トイレを基本として都が準備する。
- 4 斜面地や浸水地域の宅地開発を規制し、造成地の土砂災害を未然防止する。
- 5 核物質や毒物・劇物の貯蔵施設、及び学校等における保管状況等の点検を定期的に行い、情報公開する。
- 6 外国人や障がい者、子どもにもわかりやすい「やさしい日本語」を、広報や表示に積極的に活用する。

（4）広域的災害と被災地支援

- 1 首都直下型地震や南海トラフ大地震などを想定し、広域的な災害に対する都の支援体制を整備する。特に原発事故対策については万全の備えと情報公開のしくみを整える。
- 2 都内に受け入れた原発避難者が継続して生活できるよう都の独自支援を行うとともに、福島の子どものための保養活動に都内施設や都外の関係施設で受け入れる。

●持続可能な都市

（1）道路・都市公園整備

- 1 東日本大震災の復興を妨げないように、オリンピックを名目として不要不急な公共事業は行わない。
- 2 10年以上事業認可されない都市計画道路は、市民参加で必要性和環境影響の両面から再考し、廃止・変更も含め見直す。例：「外環の2」、小金井3・4・1、3・4・11号線
- 3 尾根幹線道路は貴重な自然と湧水を守るため、計画を変更し、事業を進めるにあたっては周辺住民の合意を取り付ける。

- 4 歩道の整備や無電柱化を推進し、交差点などの歩道と車道の段差解消は、車いすや乳母車などに十分配慮したものとする。
- 5 障がい者が利用する大規模施設の最寄駅にはストレッチャーが入るエレベーターを設置できるよう財源措置を行う。
- 6 合葬式墓地や樹林墓地・樹木葬などをさらに拡充する。
- 7 ユニバーサルデザインの面的整備を進める。特に公共トイレについては使い勝手を考慮し統一した表示を徹底させる。

(2) 都市計画

- 1 大規模都有地、都営住宅などの建て替えに伴って発生した空き地は、福祉インフラ以外にも当該自治体、近隣自治体と協議を行って有効活用する。また売却するときは、それに先だって周辺のまちづくり方針に合わせ、慎重に用途地域の見直しを行う。
- 2 東京都環境影響評価制度は、適用対象を拡大し、計画アセスには、「事業廃止」の選択肢を入れた複数案提示を義務づける。

(3) 住まい

- 1 低所得高齢者のために、空き家などを活用して不動産事業者と福祉関係機関が連携し、住まいと生活支援を提供できるようにする。
- 2 空き家を活用したグループホームや居場所などを行うNPOなどを支援する。
- 3 都営住宅等に住む支援の必要な人々に対して、きめ細かな生活支援を行う団体に、都営住宅の空き室などの活用を進める。
- 4 若者の一人暮らしやルームシェアを可能にする公営住宅の入居のあり方を検討する。
- 5 民間賃貸住宅を都が借り上げ、住宅困窮者が低家賃で継続して入居できるようにする。
- 6 マンションの建て替えを進めるために、住民に寄り添ったコンサルタントを派遣する。

(4) 公共交通と自転車利用

- 1 路面電車・LRT・コミュニティバスなどの公共交通を生かしたまちづくりを進める。
- 2 自転車レーンのネットワーク化を進めるとともに、レンタサイクル・自転車シェアリングなどのしくみを広げる。
- 3 自転車利用を促進するために、特にJRなどの鉄道駅に駐輪場の整備を徹底する。
- 4 自転車シミュレータなどを活用して、自転車利用者が交通ルール・マナーをわかりやすく学べる機会を増やし、車道の左側通行などを徹底する。

●自治・分権・行政改革

(1) 自治・分権

- 1 都から自治体への分権を進め、権限とともに適切かつ十分な財源移譲を進める。
- 2 都区制度改革を進め、都区財政調整制度などの抜本的な改革を進める。
- 3 常設の住民投票条例を制定し、市民が直接政治に参加するしくみを広げる。

- 4 行政の応答責任を義務付けた総合的なパブリックコメント（市民意見公募）条例をつくる。
- 5 施策の透明性・客観性を高めるために、事業計画・実施・事後評価を含む総合的な事業評価を市民参加で行う。そのために、資料の保存と情報公開を徹底する。
- 6 議会のインターネット中継をスマートフォンでも視聴できるようにする。

（２）行政改革

- 1 都の入札参加事業者の格付けに当たっては、CO2削減努力や障がい者雇用率、男女平等推進状況などを考慮した「政策入札」を強化する。
- 2 適正な労働条件・品質確保・地元中小業者の活用など、働く人の立場に立った「公契約条例」を制定する。
- 3 専門職や技術職の専門性が継承できるよう、計画的な人材育成を進める。
- 4 官制ワーキングプア対策を講じる。

●平和・人権・多文化共生

（１）安全・平和

- 1 基地周辺の各自治体の騒音測定箇所を増やすとともに、飛行制限時間の拡大と飛行回数の削減を求める。
- 2 沖縄及び横田基地におけるオスプレイ配備を中止・撤回し、訓練を実施しないよう働きかける。
- 3 東京都は非核三原則を守り、非核平和条例を制定する。
- 4 都市間交流やNGO・NPO支援による市民平和交流を進める。
- 5 東京にある基地の全面返還を求め、跡地利用は市民参加で決める。「多摩サービス補助施設」（多摩弾薬庫跡地）の早期返還を求め、返還されるまでの期間についても、全面公開とする。

（２）国際協力と多文化共生

- 1 国際協力や多様な民族や文化を認め合う東京をつくるために、NGOと連携・協力して、都の国際政策を横断的・効果的に推進する。
- 2 外国人の都政への参画をすすめるため、審議会・懇話会委員への外国人の登用を促進するとともに、「外国人都民会議」を再開し、提言を政策に生かす。
- 3 不法就労や無国籍の子どもたちが、教育・医療など日本の子どもたちと同様の権利・サービスが受けられるように支援する。
- 4 外国人の相談窓口の拡充や、居住支援、母国語・母語による生活情報・防災情報等を実施する自治体への支援を充実させる。
- 5 定住外国人に地方参政権取得の道を開くとともに、定住外国人の地方公務員への採用に際し、国籍条項を撤廃する。